



光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

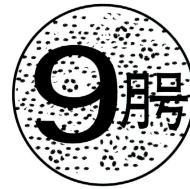
所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2015・9・10

WIPOのデータベースに参加 ▼特許庁▼ 日本の意匠、海外でも検索可能

特許庁は工業製品のデザインの権利を保護する意匠権について、世界知的所有権機関(WIPO)が運営する「グローバル・デザイン・データベース」に情報提供を開始した。これにより海外でも日本の意匠権の検索が可能となった。約48万件的日本の意匠を提供。これまでWIPOのデータベースに登録されていた意匠権は計約23万件にとどまっていたが、日本からの提供によって登録数は70万件以上となる。

日本企業が意匠権を持つデザインを世界中でまとめて検索できるようにすることで、中国など海外で模倣品が作られるのを抑制する効果が期待される。

ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、シーズとのマッチングから資金調達、販路開拓までを支援する「事業プロデューサー」を派遣する。

④調査から出願、侵害対策まで一体となった海外展開支援

中小企業や地域ブランドの海外展開を、先行調査から出願、侵害対策まで「一気通貫」で支援するため、施策メニューの拡充を行う。

⑤地域の独自性を活かしたデザイン・ブランド力の強化支援(新規)

地域の中小企業にとって身近な意匠・商標を活用した商品差別化・高付加価値化や地域団体商標を活用した事業展開に向けた支援を行う。

2016年度予算概算要求 ▼特許庁▼ 中小企業・地域支援に重点

特許庁は2016年度予算概算要求の概要をまとめた。総額は前年度当初予算比6%増の1492億円。中小企業や地域が持つ知的財産を活用するビジネス支援に概算要求の重点を置いた。主要要求項目は次の通り。

①「知財総合支援窓口」の機能強化

全国47都道府県の知財総合支援窓口について、(独)工業所有権情報・研修館を活用し、専門家の活用拡大、直接訪問による支援強化、他の中小企業支援機関との連携強化等、抜本的な機能強化を行う。

②地域の先進的な取組支援及び知財金融の促進
知財活用の裾野を拡大するため、地域の先進的な取組や知財を活用した金融を支援し、優れた事例を横展開する。

③地域中小企業による知財活用の促進を担う「橋渡し人材」の派遣(新規)

地域における事業化機能拡充のため、潜在

2015年上半期の国際収支状況 ▼財務省▼ 知財使用料収入が過去最大に

財務省は、2015年上半期(1～6月)の国際収支状況(速報)を発表した。それによると、上半期の経常収支は8兆1,835億円の黒字となり、2期連続の黒字となった。

サービス収支は8,723億円の赤字で、赤字幅は6,201億円縮小した。知的財産権等使用料の黒字幅が過去最大を記録したほか、旅行収支の黒字額が過去最大となったことなどから赤字幅は縮小した。

知的財産権等使用料は、特許権や著作権の使用料について、日本側が海外から受け取った金額から海外に支払った金額を差し引いたもの。知的財産権等使用料の増加の背景には、日本企業の海外展開の進展がある。国内メーカーが海外に進出したり、他社を買収して子会社を設けると、子会社は親会社の特許を使って商品をつくるため、親会社に使用料を支払う必要がある。近年、親子会社間での使用料のやり取りが増加している。

解説

差止め（特許法第100条）の必要性

平成24年（ワ）第15621号 特許権侵害行為差止等請求事件（東京地裁 平成27年1月22日判決言渡）

第1 事案の概要

本件は、Cu-Ni-Si系合金に関する特許権（特許第4408275号）を有する原告が、被告に対し、被告の製造、販売する被告製品が特許発明の技術的範囲に属すると主張して、特許法第100条に基づき、被告製品の生産、使用、譲渡及び譲渡の申出の差止めを求めた事案である。

被告は、型式番号を「M702S」とする銅合金（被告合金1）、型式番号を「M702U」とする銅合金（被告合金2）の製造、販売及び販売の申出をしている。被告合金1は、質別に「1/4HT」、「1/2HT」、「HT」、「EHT」の4種類に分かれているが、被告合金2の質別は「1/2HT」のみである。質別の「T」は、低温焼鈍を表し、「H」は「HARD」、「E」は「EXTRA」の略である。

第2 争点

争点1：被告各製品の特定とその適法性

争点2：被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するか否か

争点3：本件特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか否か

争点4：被告が先使用による通常実施権を有するか否か

争点5：差止めの必要性があるか否か

この解説では争点1、5についてのみ紹介する。

第3 判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

第4 判決の理由

争点1（被告各製品の特定とその適法性）について

（1）原告による被告各製品の特定は、型式番号により特定される被告合金1及び2であるとしつつも、被告合金1及び2のうち本件特許の請求項1における構成要件Dを充足しないものがある場合を慮って、差止めの対象について、被告合金1及び2からX線ランダム強度比の極大値が6.5未満のものを除外する趣旨であると理解することができるのであり、被告も、このことを前提に認否反論してきたものである。

（2）そうであるから、本件における審理の対象は、明確であって、適法に特定されているというべきである。

争点5（差止めの必要性があるか否か）について

（1）被告合金1について構成要件Dを充足するのは、番号3の甲4のサンプル（質別1/2HT）のみであり、これより後に製造された同じ質別1/2HTの番号4の合金は充足せず、質別EHTの番号5の合金や質別HTの番号6の合金も充足しない。被告合金2について構成要件Dを充足するのは、番号8の甲5のサンプル1のみであり、番号9の甲5のサンプル2やこれより後に製造された番号10ないし12の各合金は充足しない。なお、本件特許出願前に製造された被告合金1及び2（番号1、2、7）も構成要件Dを充足しない。

（2）原告は、同一の製造ロットから得られる限り、同一の製造工程を経て製造するものであり、そのX線ランダム強度比の極大値は、誰がどこを測定しても同一であると主張するが、このことを認めるに足りる的確な証拠はないから、同一ロットの製品であっても、測定部位によりX線ランダム強度比の極大値が変動する可能性があることは否定し難く、ましてや質別や製造ロットが異なれば、X線ランダム強度比の極大値が異なると考えられるのであって、上記の測定結果は、まさにそのことを示すものともいえる。

（3）被告は、本件特許出願の前後を通じ、構成要件Dを充足しない被告合金1及び2を製造しているものであり、X線ランダム強度比の極大値を6.5以上10.0以下

の範囲に収めることを意図して被告合金1及び2を製造していることを認めるに足りる証拠はないから、被告が、今後、あえて構成要件Dを充足する被告合金1及び2を製造するとは認め難い。もともと、このことは、偶然等の事情により構成要件Dを充足する被告合金1及び2が製造される可能性があることを否定するものではないが、本件証拠において、構成要件Dを充足するものが甲4のサンプルと甲5のサンプル1に限られていることからすれば、そのような事態となる蓋然性が高いとは認め難いというべきである。

（4）原告は、本件における差止めの対象を、被告合金1及び2のうち、X線ランダム強度比の極大値が6.5以上のものであると限定するが、同一の製造条件で同一組成のCu-Ni-Si系合金を製造した場合、当然に、X線ランダム強度比の極大値が同一になることでも認められるに足りる証拠はなく、かえって、前記のとおり、製造ロットや測定部位の違いによりこれが変動する可能性があることからすると、正確なX線ランダム強度比の極大値については、製造後の合金を測定して判断せざるを得ないことになるが、この場合、どの部位を測定すればよいか、また、ある部位において構成要件Dを充足するX線ランダム強度比の極大値が測定されたとしても、どこまでの部分が構成要件Dを充足することになるのかといった点について、原告は、その基準を何ら明らかにしていない。

（5）そうすると、被告の製品において、たまたま構成要件Dを充足するX線ランダム強度比の極大値が測定されたとしても、当該製品全体の製造、販売等を差し止めること、構成要件を充足しない部分まで差し止めてしまうことになるおそれがあるし、逆に、一定箇所において構成要件Dを充足しないX線ランダム強度比の極大値が測定されたとしても、他の部分が構成要件Dを充足しないとは言いつねないのであるから、結局のところ、被告としては、当該製品全体の製造、販売等を中止せざるを得ないことになる。そして、構成要件Dを充足する被告合金1及び2が製造される蓋然性が高いとはいえないにせよ、甲5のサンプル2のように、下限値付近の測定値が出た例もあること（なお、原告は、これが構成要件Dを充足しないことを自認している。）に照らすと、本件で、原告が特定した被告各製品について差止めを認めると、過剰な差止めとなるおそれを内包するものといわざるを得ない。

（6）さらに、原告が特定した被告各製品を差し止めると、被告が製造した製品毎にX線ランダム強度比の極大値の測定をしなければならないことになるが、これは、被告に多大な負担を強いるものであり、こうした被告の負担は、本件発明の内容や本件における原告による被告各製品の特定方法等に起因するものというべきであるから、被告にこのような負担を負わせることは、衡平を欠くというべきである。

（7）これらの事情を総合考慮すると、本件において、原告が特定した被告各製品の差止めを認めることはできないというべきである。

第5 考察

本件は、原告が差止の対象となる被告製品を型式番号により特定する際に、当該型式番号で特定される被告製品の中に特許発明の構成要件を充足しないものがある場合を慮って前記型式番号で特定される被告製品の中から前記構成要件を充足しないものを除外する趣旨で差止対象となる被告製品を特定した場合、偶然等の事情により特許の構成要件を充足する被告製品が製造されることがあるとしても、差止め（特許法第100条）を認めることは過剰になるとして、差止の必要性を否定した事例である。

本件は、偶然等の事情により特許侵害を構成する場合に差止の必要性を論じた点では目新しい。被告による侵害の実態、差止めを認めた場合に被告に生じる不利益、この弊害は原告が出願した本件発明の内容や、原告による被告各製品の特定方法に起因すること等を根拠に差止の必要性を否定している。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われるので紹介した。

取引先の特許情報を共有 ～知財ビジネスの橋渡し～

■地銀7行■

千葉銀行、東邦銀行、第四銀行、北國銀行、中国銀行、伊予銀行、北洋銀行の地方銀行7行は、知財活用ビジネスの分野において新たな連携をスタートした。

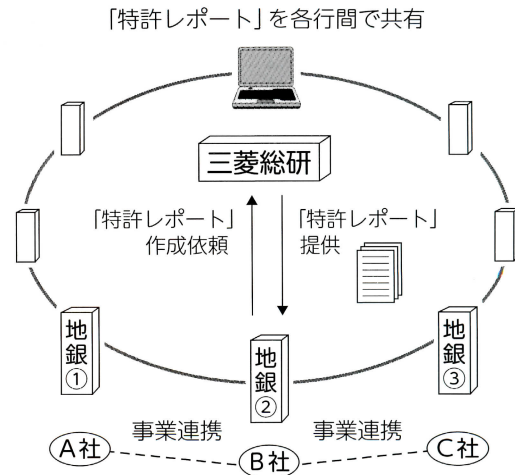
7行は、銀行の基幹系システムやサブシステムの共同化を目指す「TSUBASA（翼）プロジェクト」（2008年3月立ち上げ）というグループの参加銀行で、システム以外の分野においても人材交流や情報交換などで連携を深めている。

地域を越えた知財活用

今回の知産ビジネス分野での連携では、各地銀の営業地域内の中小企業等が保有する特許情報を「企業特許レポート」により見える化し、各行間で情報を共有することで、地域を越えた中小企業の既存事業の拡大、新規事業の創出を支援することを目的としている。

プロジェクトでは、各行が地域企業の特許などの知財情報を特許レポート作成の委託先である三菱総合研究所に提供。三菱総研は特許の経済価値等を評価し、レポート化する。レポートの作成費は経済産業省の補助金でまかなう。

各行は企業特許レポートをネット上で共有し、その情報を新規事業の創出を考えている融資先の企業に提供するなどして、ビジネスマッチング



の橋渡しをする。

このような特許情報共有化の取り組みの背景には、地域の中小企業、大学、研究機関等が保有している特許等の知財活用は、事業や研究活動等の範囲に限定されがちであり、活用されずに埋没しているケースがあるためだ。また、地域金融機関単独では、ビジネスマッチング支援の機会も自行の営業地域内に留まってしまうことが多くみられる。

この点において、今回の連携事業は、地域を越えて知財の活用範囲を広げることを目的としており、また、中小企業、大学、研究機関の事業や研究活動が広域でコラボレーションすることにより、新規事業の創出・既存事業の拡大につながることが期待される。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

外国特許情報サービス 「FOPISER」を開始

■特許庁■

特許庁は、外国特許情報サービス「英語名：Foreign Patent Information Service 略称：FOPISER（フォピサー）」を開始した。これにより、既に特許情報プラットフォーム「J-PlatPat」で提供されている欧米中韓等の諸外国以外の特許情報の照会が可能となった。

サービス開始当初は、主にロシア、台湾、オーストラリアの特許・実用新案文献、およびロシア、台湾の意匠文献を蓄積し、これらの文献を照会することが可能。照会可能な外国特許情報については、今後も順次拡大を図っていくとし、フィリピン、シンガポール等の特許情報の掲載を予定している。

○FOPISERの特徴○

- ロシア、台湾、オーストラリアの特許・実用新案文献、およびロシア、台湾の意匠文献を蓄積し、日本語による使いやすいユーザーインターフェイスで文献番号を指定して、これらの文献を照会することが可能。
- ロシア、台湾、オーストラリアの特許・実用新案文献については、分類情報、キーワード（英語）などを用いて簡易検索することも可能。
- 機械翻訳により、日本語でこれらの文献を照会することができる。
- システムはクラウド上に構築することで、インターネットを介して一般ユーザーが容易に利用することができる。
- 文献を掲載した諸外国の知財制度等の関連情報へ容易にアクセスできるようにリンク集を掲載している。

FOPISER（フォピサー）のホームページ：
<https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/>

審 決 紹 介

商標「自衛隊応援クラブ」は、国の機関を表示する商標であって、著名な商標「自衛隊」と類似するから、商標法第4条第1項第6号に該当する、と判断された事例（不服2013-17559号、平成26年12月26日審決、審決公報第184号）

1 本願商標

本願商標は「自衛隊応援クラブ」の文字を横書きしてなり、第16類「印刷物、紙類、文房具類、書画、写真、写真立て」、第35類「商品情報並びに商品の販売に関する情報の提供、織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供等々」及び第41類「人的交流を目的とするイベントの企画・運営又は開催」を指定商品及び指定役務として、平成24年6月25日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由（要点）

原査定は、「本願商標は『自衛隊応援クラブ』の文字を横書きしてなる処、『防衛省が管理・運営する、日本の安全を保つための、直接及び間接の侵略に対する防衛組織』（広辞苑第六版）を表示する著名な商標である『自衛隊』の文字を顯著に含んでなるものであるから、これと類似するものと認められる。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第6号について

商標法第4条第1項第6号によれば、「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの…を表示する商標であって著名なものと同一又は類似の商標」は、商標登録を受けることはできないとされている。

そして、商標法第4条第1項第6号の趣旨は、同号に掲げる団体の公共性に鑑み、その権威、信用を尊重するとともに出所の混同を防いで需要者の利益を保護するものであると解される（知財高裁 平成20年（行ケ）第10351号判決、平成24年（行ケ）第10125号判決参照）。

また、商標法第4条第1項第6号に該当する商標は、同号に掲げる団体等の承諾を得た場合であっても、登録することができない。

(2) 本願商標の商標法第4条第1項第6号の該当性について

ア 自衛隊とは、「日本の安全を保つための、直接及び間接の侵略に対する防衛組織。内閣総理大臣が最高指揮権を有し、防衛省が管理・運営する。陸上・海上・航空の各自衛隊からなる。1954年（昭和29）防衛庁設置法により、保安隊（警察予備隊の後身）・警備隊（海上警備隊の後身）を改組したもの。」（広辞苑第六版）とあるように、自衛隊は「内閣総理大臣が最高指揮権を有する日本の安全を保つための防衛組織」であって、極めて公共性の高い重要な組織であり、かつ、その存在や存在意義は、日本国民に広く周知され極めて高い著名性を有するものである。

そして、「自衛隊」が国の機関を表示する商標であって、著名なものであることについては、請求人も認めている処である。

したがって、「自衛隊」は国の機関を表示する商標であって著名なものである。

イ 本願商標と「自衛隊」の類似について

本願商標は「自衛隊応援クラブ」の文字を横書きで表示する処、これは「自衛隊」と「応援クラブ」の文字からなるものであると容易に理解できるものである。

そして、前記の通りの自衛隊の公共性の高さ、著名性の高さに鑑みれば、本願商標に接する者は、その構成中の「自衛隊」の文字に着目することは明らかであり、本願商標から「自衛隊」の観念及び「ジェイタイ」の称呼を生じ、その結果、本願商標は自衛隊又はこれと何らかの関係にある者による商標であると認識させることから、自衛隊との関係で他人が本願商標を使用した場合には、その出所について誤認を生じる虞があるものと言わなければならない。

したがって、本願商標は国の機関を表示する商標であって、著名な商標「自衛隊」と類似する商標である。

(3) 請求人の主張について

ア 請求人は、「本願商標は『自衛隊』と『応援クラブ』との結合商標であるが、たとえ『自衛隊』が著名な商標であるとしても、両用語を切り離して看取するような格別な要因はなく、一連にのみ称呼されるとともに、全体として纏った用語として認識される。」旨主張する。

しかしながら、本願商標は「自衛隊」の極めて高い著名性により、これに接する者が「自衛隊」に着目することは、前記（2）認定の通りである。

以下、イ乃至エ迄省略

オ したがって、請求人の主張はいずれも採用できない。

(4) 結論

以上によれば、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和31年	商標登録第 476536号～第 477371号
〃 41年	〃 第 696901号～第 700367号
〃 51年	〃 第1182604号～第1186700号
〃 61年	〃 第1838542号～第1846277号
平成 8 年	〃 第2712362号～第2712570号
平成 8 年	〃 第3120101号～第3125499号
平成18年	〃 第4925158号～第4932395号

各年の2月1日～2月28日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてもお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成24年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付に

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

ついて、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

	特 許	商 標
27年6月分	26,983	11,928
前 年 比	98%	106%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuho.htm